

# 共催・協賛・後援に関する規程

平成 29 年 11 月 5 日 制定

## (目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人島根県診療放射線技師会（以下「本会」という）が関与する事業における「共催」、「協賛」、「後援」（以下「共催等」という）の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、以下とおりとする。

### (1)共催

企画から実施まで本会を含む各共催団体が責任をもってその催しを開催することをいう。共催団体は、企画当初から内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。

### (2)協賛

他団体が開催主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し応援及び援助することをいう。主催団体が企画から実施まですべて責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同義であるが、展示パネルの貸出しや協賛金等の費用負担を伴う場合がある。

### (3)後援

他団体が開催主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し応援及び援助することをいう。応援及び援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

## (適用)

第 3 条 事業の目的及び内容が本会の定款第 3 条及び第 4 条に合致し、かつ本規程第 4 条及び第 5 条に則っていることを基準とし、学術内容及び公益性を加味して個別に判断する。

## (名義)

第 4 条 共催等の名義は、一般社団法人島根県診療放射線技師会とする。

## (共催等可能な他団体の事業)

第 5 条 共催等を行う他団体は、次のいずれかに該当する事業の開催であること。

- (1)国、地方公共団体又はこれに準ずる公的法人が計画している事業
- (2)公益法人等の非営利法人が計画している事業
- (3)理事会において認めた事業
- (4)会長が共催等の必要があると認めた事業

## (承認基準)

第 6 条 他団体から共催等の依頼があった場合の承認基準は、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ(2)に掲げるいずれにも該当しないときとする。

### (1)承認基準項目

- ①定款第3条に合致するものと認められるもの。
- ②公益性があると認められるもの。
- ③本会会員にとって有益であると認められるもの。

(2)不承認基準項目

- ①法令に抵触するもの。
- ②公序良俗に反するおそれがあると認められるもの。
- ③特定の政党、宗教等を支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。
- ④営利を目的とするもの。
- ⑤その他、理事会で適当でないと判断されたとき。

(共催等の申請)

第7条 共催等を希望する団体等の代表者等（以下「申請者」という）は、「事業の共催・後援・協賛依頼申請書」を、原則として当該事業開催予定日1月前までに会長に申請しなければならない。

(共催等の承認)

第8条 共催等の承認は次のとおりとする。

- (1)共催等の可否および協賛金の支出については理事会において決定する。
- (2)共催等の承認を決定する場合、必要に応じて条件を付することができる。

(承認の通知)

第9条 共催等を承認した場合、当該申請者に対し承認書を交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第10条 申請者は、共催等の承諾を受けたあとに事業の中止、または事業内容等に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

(共催等の取消し)

第11条 申請者が、その事業の実施にあたり、本規程第6条にあげる承認基準を具備しなくなったと認めるとき、又は不適当な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(事業報告)

第12条 共催の場合、申請者は事業終了後に収支決算書を含む完了報告書を速やかに提出し、事会の承認を得なければならない。

- 2 協賛で協賛金を交付した場合、申請者は事業終了後に収支決算書を含む完了報告書を速やかに提出し、理事会の承認を得なければならない。

(共催等の広報)

第13条 共催等の広報は承認後に実施すること。また広報にあたっては、その団体名および共催等の種別を明示すること。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、平成 29 年 11 月 5 日より施行する。